

精神科訪問看護（医）を行い、「精神科訪問看護基本療養費」の算定を行うためには、愛知県へ「精神科訪問看護基本療養費に係る届出」を行う必要があります。

その届出に際しては、次の届出基準を満たしていることが必要です。

届出基準

1 精神科訪問看護基本療養費

当該訪問看護基本療養費を算定する訪問看護ステーションの保健師、看護師、准看護師又は作業療法士は、次のいずれかに該当する者であり、該当者でなければ精神科訪問看護基本療養費は算定できないこと。ただし、令和2年3月31日において、現に当該療養費に係る届出を行っている訪問看護ステーションについては、(4)に該当する者のうち、当該届出に係る指定訪問看護を行う者としてすでに届出内容に含まれている者については、(4)のクに掲げる内容を受講していなくても差し支えない。

- (1) 精神科を標榜する保険医療機関において、精神病棟又は精神科外来に勤務した経験を1年以上有する者
- (2) 精神疾患を有する者に対する訪問看護の経験を1年以上有する者
- (3) 精神保健福祉センター又は保健所等における精神保健に関する業務の経験を1年以上有する者
- (4) 国、都道府県又は医療関係団体等が主催する精神科訪問看護に関する知識・技術の習得を目的とした20時間以上を要し、修了証が交付される研修を修了している者。なお、研修は次の内容を含むものである。

ア 精神疾患を有する者に関するアセスメント

イ 病状悪化の早期発見・危機介入

ウ 精神科薬物療法に関する援助

エ 医療継続の支援

オ 利用者との信頼関係構築、対人関係の援助

カ 日常生活の援助

キ 多職種との連携

ク G A F尺度による利用者の状態の評価方法（令和2年度より追加）

※（4）の研修は、当一般社団法人愛知県訪問看護ステーション協議会でも年1回実施しています。

届出に関する手続き

- 1 訪問看護ステーションの基準に規定する精神科訪問看護基本療養費に係る届出は、当該訪問看護ステーション単位で行うものであること。また、届出を行った職員以外が訪問しても算定はできない（ただし、複数名訪問の同行者に限っては、その限りではない）。

- 2 当該届出を行う指定訪問看護事業者は、当該訪問看護ステーションの所在地を管轄する地方厚生（支）局長に対し、別紙様式(地方厚生局 HP からダウンロード)による届出書の1通を提出すること。
注意事項）
 - ・ 指定訪問看護事業者の所在地及び名称は、法人等の名称を記載。
 - ・ 指定訪問看護ステーションの所在地及び名称は、訪問看護ステーション名を記載。
 - ・ 職種とは、保健師、看護師、准看護師又は作業療法士の別を記載
 - ・ 経験内容の経験期間は〇〇年〇月〇日～〇〇年〇月〇日まで勤務と記載。
 - (1) 保険医療機関の名称、精神病棟又は精神科外来いずれかを記載。
 - (2) 訪問看護ステーションの名称を記載。
 - (3) 精神保健福祉センター又は保健所等の名称を記載。
 - (4) 精神科訪問看護に関する研修を修了している者については、研修を修了したことが確認できる文書を添付すること。
 - ・ 人員が追加になった場合には、追加後の担当者を含めた当該基準に係る全員の氏名・経験等を記載。追加人員だけ記載した場合には、その後、追加の者のみが担当者であるとみなされ登録される。なお、追加の担当者は、届出の受付日から当該届出に係る算定可能である。

- 3 地方厚生（支）局長は届出書の提出を受けた場合は、届出書を基に、「届出基準」に基づいて要件等の審査を行い、記載事項等を確認して受理又は不受理を決定。（審査に要する期間は届出を受付日から、おおよそ2～3週間）
届出の要件を満たしている場合は届出を受理し、受理番号を決定し、届出者に対して受理番号が通知される。

- 4 当該届出に係る算定に当たっては、各月の月末までに受理したものはその翌月から、月の最初の開庁日に受理した場合は、当該月の1日から当該療養費を算定すること。

おまけでアドバイス よくある相談です。

どのような質問の答えかわかるようにしてはどうでしょうか。Q&Aの形式

精神科訪問看護基本療養費の算定についての Q & A

Q：統合失調症等精神障害者の訪問看護を行う場合、訪問看護指示書はどうしたら良いでしょうか

A：精神科を標榜する保険医療機関において、精神科を担当する医師から精神科訪問看護指示書の交付を受けて下さい。

Q：自立支援医療制度の手続きはどのようにすれば良いでしょうか

A：自立支援医療(精神通院治療)を請求する場合は、訪問看護ステーションとして都道府県知事の指定を受けて下さい。(申請書は愛知県 HP でダウンロード)

そのうえで利用者の自立支援医療受給者証の「指定医療機関」の欄に当該訪問看護ステーション名を載せるための手続き(市役所)が必要であることを、利用者・家族に伝えましょう。

市役所での受付日から開始日有効となります。(家族や介護支援専門員による代行可)

Q：月額自己負担限度額について教えてください

A：自己負担上限額管理票にて、月額自己負担限度額が定められているため、毎月の精神科訪問看護基本療養費の自己負担額の記載が必要です。